

国立大学法人徳島大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針

令和5年10月25日

学長制定

1 科学技術・イノベーション創出の推進のためには、オープンサイエンスを原則とした多様なパートナーとの共同研究の推進等が必要である。一方、近年、研究の国際化やオープン化に伴った新たなリスクが顕在化しており、これにより、研究の開放性・透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や、研究者等が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されている。このような状況の中、徳島大学行動規範（平成18年9月13日制定。以下「行動規範」という。）においては、徳島大学の一員として法令、本学の方針及び諸規程を遵守し、並びに責任ある研究を行うことのできる公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚することが求められている。

また、徳島大学国際化の基本理念と基本方針に基づき、大学として世界との交流を進めていくためには、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠となっている。

これらを踏まえ、研究者個人等の外国機関・大学との交流等に伴う様々なリスクを法令及びレピュテーションの観点から大学として適切にマネジメントし、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保することで、信頼性のある研究環境を構築する。

2 国立大学法人徳島大学（以下「本法人」という。）における研究インテグリティの確保とは、従来の研究公正、産学連携活動に伴う利益相反・責務相反のリスク管理並びに安全保障輸出管理等の研究遂行に係る法令及び学内規則の遵守に加えて、外国機関・大学との交流に伴う利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク等をマネジメントすることを意味する。

3 本法人は、研究者等の人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受けること等により、リスクが懸念される場合には適切にマネジメントを行う。また、研究者等に対する研修等を通じて、研究インテグリティに関する理解を醸成する。

4 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、本法人及び研究資金配分機関等に対して必要な情報の適切な申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む。）を行う。

5 本方針及び研究インテグリティの確保に係る取組は、全学協力体制のもとに実施する。